

今週の活動から

五月晴れの今日この頃。上古沢緑地のつつじの丘公園ではツツジが満開…のはずが、今年は花芽が少なく、ちょっとさびしい感じ。春先に低温が続いたせいかな全県のツツジの名所も花が少ないとのことです。

(左:釘丸久子議員)



昭和音大の跡地の開発が行われようとしています。宅地開発、病院などの計画が市に提出されています。

(右:栗山香代子議員)



国務大臣は「憲法尊重擁護の義務を負ふ」

憲法を簡単に変える仕組みでいいのか？

きまりにはいろんなものがある。国のきまりは「法律」、地方自治体のきまりは「条例」、会社は「社則」、学校なら「校則」などなど、その時や場によって様々なきまりがあります。

国の「法律」は、当然、国会で決まります。それは、「正当に選挙された」国会議員によって決められなければならない。現在の国会議員が正当に選挙されたものであるかどうかについて、違憲・無効の判決が続いています。

そんな国会で、政権が代わったばかりの内閣が、数を頼みに憲法を変えようとしています。

狙いは9条。日本を、アメリカと一緒に戦争のできる国にするつもりらしい。

安倍政権は、9条改定が難しいので、先に憲法98条を変えようと躍りになっています。

98条の前に、56条【定数、表決】を見てみましょう。

①両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

②両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決することによる。

とあります。つまり、出席は三分の一、その過半数で決められるということは、総議員数の六分の一の賛成で可能だということです。結構、ハードルは低いですね。

56条で「特別の定」としているのが、第9章 改正 96条【改正の手続き、その公布】です。条文は96条のみ。

①この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

この96条と56条の違いは、大変、大変、大きい。

法律は国会で決められるけれど、憲法だけは国会でのハードルが高いうえに、国民の審判を受けなければならないのです。

それは、憲法が最高法規(98条)だからです。

①この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

では、憲法を守るべきは誰でしょう。それが99条【憲法尊重擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

があるんだから、いくらアメリカ言いなりの政権だからって、好き放題にやってはいけないのです。

大変多くの法律ができては改定されていく中で、国の「最高法規」である憲法は、そう簡単に換えられるものであってはならないはず。

為政者の思うがままの憲法となつたとき、国民の自由が奪われてしまう。言論・行動が抑圧されてしまう。みなさんはそんな日本で生きていきたいと思いませんか。

話題あれこれ

本厚木駅南口にバス待機所



本厚木駅南口の植栽にあるケヤキの木が布で巻かれていました。道路維持課では「中央道に秋以降に移設する予定。水揚げのために巻いている」とのこと。その跡は路線バス2台分の待機所にして、渋滞緩和を図ります。

しかし、観光バスの発着は今年4月から海老名に移りました。また、本厚木駅耐震補強工事と東口商店街のリニューアル工事のため、東口にあったトイレが閉鎖され、観光客や通勤の人から不満の声が出ています。

公園トイレ、またも破壊される

市内にはトイレのある公園が37ヶ所あります。昨年11月、7公園で便器の破壊事件がありました。今年2月に80万円をかけて修理をしたばかりです。ところが、5月になって直したばかりのトイレのうち3ヶ所がまたも壊されています。発見した市民の通報でわかりました。大便器と小便器がすべて壊されていました。被害額は39万円。



公園緑地課では、当面、仮設トイレ設置で対応するそうです。もし、発見したら公園緑地課に通報しましょう。Tel (225) 2410